

平成26年3月3日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

ア 男女共同参画室

監査の結果	男性カウンセラーによる男性のための相談事業について、平成21年6月から開始し、平成24年度までは、偶数月の第3水曜日18時から20時に、平成25年度は、11月から毎月第3金曜日の18時から20時に、臨床心理士をカウンセラーとして、相談者1人50分程度の相談を委託により実施しているが、その実績は年間2件から7件である。当該委託料は、カウンセラーの拘束時間に応じて支払われており、より効果が得られるよう実施方法を見直すなど、当該事業の在り方を検討されたい。
措置の内容	相談事業の内容について、相談対象者を限定することなく、誰でも相談ができるように見直した。

イ 地域調整室

監査の結果	長谷山市民館に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。
措置の内容	使用許可書における使用者負担の条項を削除し、現状と使用許可書との整合性を図った。

(2) 健康福祉部

子育て推進課（こども家庭課（当時））

監査の結果	観音寺保育園に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料等の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。
措置の内容	観音寺保育園の行政財産の使用許可について、使用時の電気・ガス・水道の料金が積算できるように、別のメーター等を設置する設備の改修を行った。これに伴い平成26年4月以降の使用については、使用許可書の内容に沿って電気使用料等の

経費を徴収することとした。

(3) 建設部

建設政策課

監査の結果	法定外公共物の占有許可書について、行政処分と考えられるものの、指令形式ではないことから、指令形式により許可書を交付されたい。 また、当該占有許可に係る教示について、当該占有許可書には条件が付されているものの、不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていないことから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。
措置の内容	法定外公共物の占有許可書について、許可書の様式を指令形式に修正するとともに、不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示を行った。

(4) 美里総合支所

市民福祉課

監査の結果	美里社会福祉センター使用料減免申請書について、減免申請の理由を記載する欄がないことから、理由が記載されないまま申請され、減免を認めているが、使用料を減免するかどうかは、理由に基づいて判断されるものであることから、減免申請書に減免申請の理由を記載する欄を設け、当該記載理由に基づいて減免の可否を判断されたい。
措置の内容	平成26年4月1日より、減免申請書の理由を記載する欄を設け、当該記載理由に基づいて減免の可否を判断することとした。